

# 令和7年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時：令和8年1月30日（金）午後2時～

場所：豊田市福祉センター3階 34会議室

## 議事次第

### 1 開会・福祉部長 挨拶

### 2 委員・オブザーバー紹介

席次表

### 3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会令和7年度の進め方について

本資料(P.3)

### 4 議事

#### (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について【協議】

- ・ 令和7年度の取組実績見込みについて
- ・ 前回協議会等での意見の対応・第2次後見計画への反映について
- ・ 第2次計画の策定について

本資料(P.4-30)

#### (2) 豊田市成年後見支援センター 令和8年度事業計画（案）について【協議】

本資料(P.31-33)

#### (3) 身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画（案）について【協議】

- ・ 身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画（案）のポイント
- ・ 法福協議会の部会設置について

本資料(P.34-37)

#### <配布資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第3回会議本資料
- ④ 別添資料1 豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画（案）
- ⑤ 別添資料2 令和8年度豊田市成年後見支援センター事業計画書
- ⑥ 別添資料3 令和8年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム（案）
- ⑦ 意見書 ※委員のみ

日時：令和8年1月30日（金）午後2時～

場所：豊田市福祉センター3階 34会議室

## 令和7年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

### 席次表

スクリーン

入口

○オブザーバー

名古屋家庭裁判所岡崎支部

小川主任書記官

野村裁判所書記官

説明者 ○

よりそい支援課

安藤担当長 ○

よりそい支援課

岡本課長 ○

福祉部

近藤副部長 ○

福祉部

水野部長 ○

豊田消費生活センター

鈴木委員 ○

田市地域自立支援協議会

阪田委員 ○

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

豊田市成年後見支援センター

中田副センター長 ○

豊田市成年後見支援センター

大地センター長 ○

豊田市社会福祉協議会

中村くらし応援課長 ○

豊田市社会福祉協議会

鈴木地域福祉推進室長 ○

豊田市基幹包括支援センター

山地委員 ○

愛知県厚生農業協同組合連合会

豊田厚生病院

杉村委員 ○

事務局

事務局

傍聴席

傍聴席

会長席

○  
工藤委員

○  
愛知県社会福祉士会

○  
川上委員

○  
愛知県司法書士会

○  
松山委員

○  
愛知県弁護士会

<オンライン>

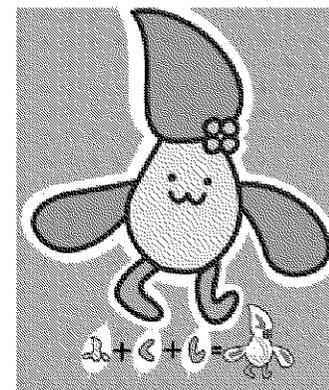
○豊田加茂医師会

榎本委員

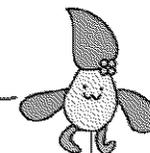
令和7年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会  
第3回会議・本資料

---

令和8年1月30日（金）  
豊田市 福祉部 よりそい支援課  
豊田市成年後見支援センター



- |   |   |       |          |
|---|---|-------|----------|
| 1 | 令和7年度の進め方について                           | ..... | P. 3     |
| 2 | 豊田市成年後見制度利用促進計画について【協議】                 | ..... | P. 4~30  |
| 3 | 豊田市成年後見支援センター 令和8年度事業計画(案)について【協議】      | ..... | P. 31~33 |
| 4 | 身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画(案)について【協議】 | ..... | P. 34~36 |



## 第1回 (6/25)

- 令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】
- 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について【協議】

(7/16:令和7年度 第1回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会 合同会議)

## 第2回 (10/9)

- 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画(案)について【協議】

(11/14:令和7年度 第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会 合同会議)

## 第3回 (1/30)

- 豊田市成年後見制度利用促進計画について【協議】
- 豊田市成年後見支援センター 令和8年度事業計画(案)について【協議】
- 身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画(案)について【協議】

(2/6:令和7年度 第3回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会 合同会議)

## 豊田市成年後見制度利用促進計画について【協議】

# 令和7年度の取組実績見込みについて

- 令和4年度に行った計画の中間見直しによって、6つの重点取組と1つの懸案事項に整理した。
- 重点取組については、取組の達成に向けて、年度毎に取組指標を設定している。

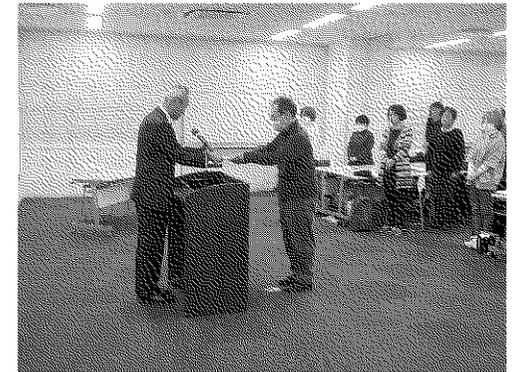
重点取組	令和7年度の実績見込み
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とよた市民後見人養成講座の開催(39名修了)</li> <li>・ 市民の活躍促進のための権利擁護基金の活用(寄付受入れ7件)</li> </ul>
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の運営(延べ相談件数:421件)</li> <li>・ 「結サポート～暮らし安心事業～」の段階的实施(申込み件数:11件)</li> </ul>
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種ガイドライン等に沿った研修等の実施</li> </ul>
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の継続実施</li> <li>・ 重層的支援会議定例会と連携した啓発の検討実施</li> </ul>
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送付先変更のオンライン申請開始(55件)</li> </ul>
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉支援担当フェローによる事例検討勉強会の充実</li> <li>・ 虐待案件を含むケース進捗管理の仕組み化</li> </ul>
懸案事項	令和7年度の実績見込み
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討(社会福祉連携推進法人の活動支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉連携推進法人の受任調整会議の参加</li> <li>・ 社会福祉連携推進法人による法人後見受任(R7実績9件、累計20件)</li> </ul>

# 【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (令和7年度養成講座の実施状況)

- 基礎課程を修了した51名のうち実務課程に進んだ37名及び令和6年度基礎課程修了者2名の計39名が全課程を修了。
- 修了生のうち、とよた市民後見人バンクへの登録を希望する33名に対し、バンク登録面接を実施。面接では、市民後見人として活動する上での心構えや意欲を聞き取り、バンク登録の適性について確認を行う。

## とよた市民後見人養成講座修了式

- 日程 令和7年12月20日(土) 午後4時から (実務課程6日目終了後)
- 修了者 39名
- 内容 豊田市社協会長より、修了者に修了証書を授与



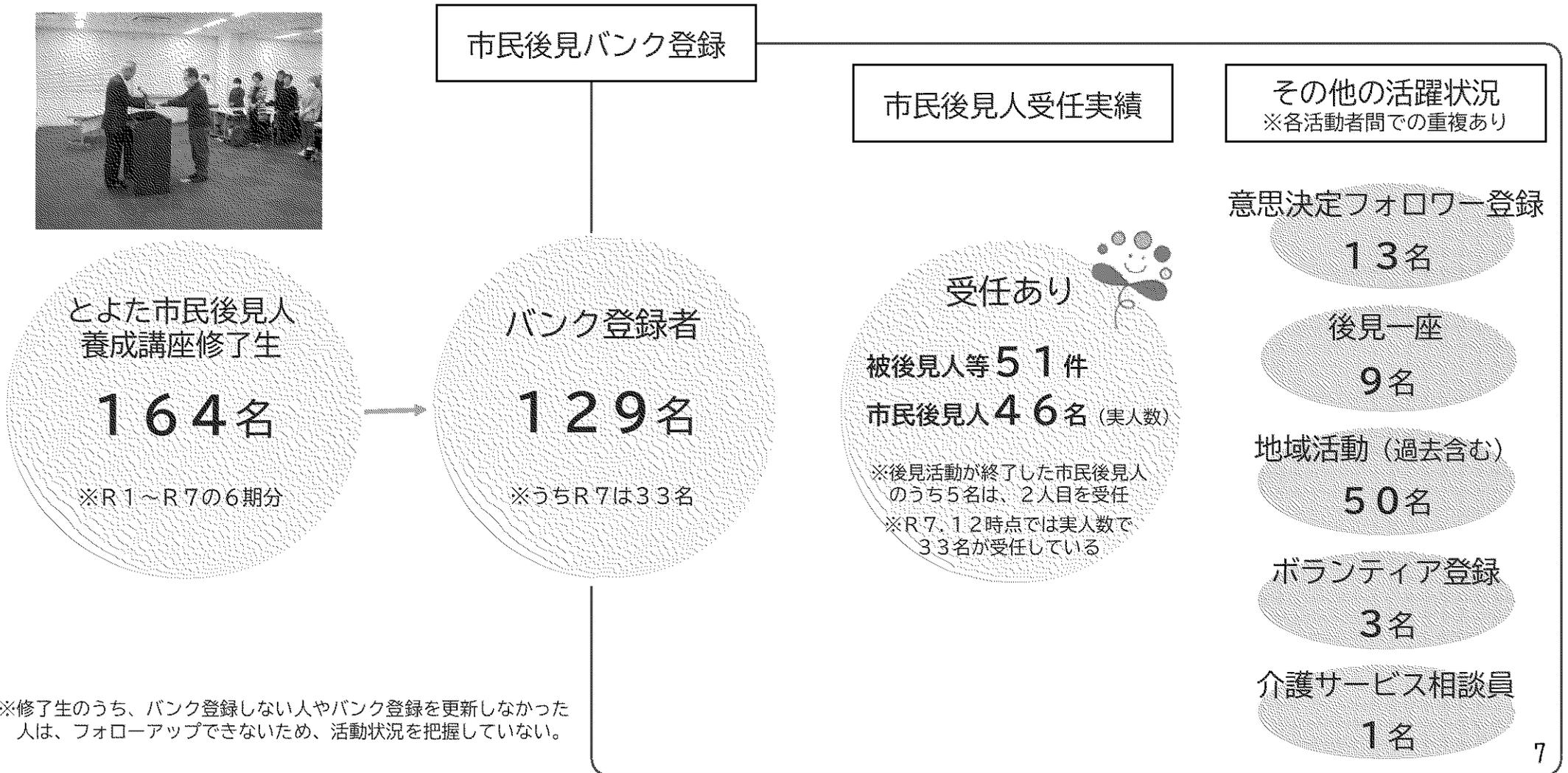
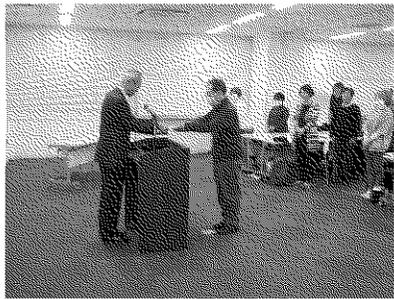
## とよた市民後見人バンク登録面接

- 日程 令和8年1月31日(土)、2月7日(土)、2月14日(土)  
午前10時から午後15時頃まで (各人15分程度)
- 対象者 33名
- 面接官 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 市民後見人育成部会  
(弁護士2名、司法書士2名、社会福祉士2名)
- 内容 面接官2名、センター職員1名 対 バンク登録希望者1名で面接し、市民後見人として活動する熱意や意欲、市民後見人としての自覚・公平性、対人支援で心掛けていること等を聞き取り、バンク登録の適性について確認



# 【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (市民後見人養成講座修了生の活躍状況：令和7年度末)

- とよた市民後見人養成講座修了生164名のうち、129名がバンク登録し、これまで46名が市民後見人を受任している。
- バンク登録者に対しては、市民後見人活動だけでなく、意思決定フォロワーや後見一座（後見の啓発を行う市民の任意組織）等の権利擁護支援に関する活動、地域活動やボランティア登録など、様々な場で活躍できるように支援している。
- その他、修了生から介護サービス相談員が誕生するなど、豊田市において、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の活躍について、その裾野が広がっているといえる。



※修了生のうち、バンク登録しない人やバンク登録を更新しなかった人は、フォローアップできないため、活動状況を把握していない。

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について  
 (令和7年度市民後見人養成講座事前説明会)



- 豊田市では、市民後見人という権利擁護支援の担い手養成のための講座について受講前に知ってもらうという観点に加え、広く市民に権利擁護支援の大切さを啓発することを目的に据えていることから、事前説明会に併せて市民向けシンポジウムを開催している。
- このような重ね合わせにより、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の裾野が広がることが期待され、ひいては地域共生社会の実現にもつながる機会となっているといえる。

○ 令和7年度 権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会

日時	テーマ	講師	参加実績
5月24日(土) 午後1時30分 ～午後5時	「自分らしい暮らし」を 地域で支える ～家族だけに頼らない地 域共生社会の実現に向け て～	[コーディネーター] ・同志社大学社会学部 教授 永田 祐氏  [シンポジスト] ・(一社)権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 豊田市福祉支援担当専門フェロー 川端 伸子氏  ・弁護士 豊田市成年後見支援センター アドバイザー 松山 剛久氏  ・豊田信用金庫 資産運用支援部 相続遺言信託課長 酒井 久幸氏  ・とよた市民後見人(兼) 意思決定支援フォロワー 白川 恵子氏	合計：299名    現地：246名 オンライン：53名

令和6年度に引き続き、広報とよたやSNS、ホームニュース掲載、新聞折り込みでの周知を実施。 8

# 【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について

※参考 市民後見人養成講座と受講後の活躍先のフロー

- 豊田市では、市民向けシンポジウムを入り口に、市民の方がその関心等に合わせて様々なルートに乗れるよう、市民後見人養成講座の受講など幅広い形で権利擁護支援の活動に関われるような機会や講座を設けている。

権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会 [5月24日(土)午後]

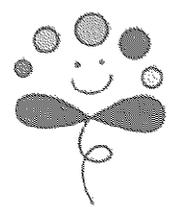
基礎講座 (1,270分)  
7月19日(土)～10月18日(土)の7日間

実務講座 (960分)  
11月1日(土)～12月20日(土)の6日間

身寄りを頼ることができない方の支援事業  
日常生活支援 (見守り&意思決定支援)



個別ボランティア相談  
随時相談対応を実施



市民後見人バンク登録

意思決定フォロー

その他ボランティア活動  
(傾聴 など)

## 【重点取組②】身寄りのない市民等が入所・入院を含め 地域で安心して生活し続けられる環境整備

- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会では、身寄りを頼ることができない方に対する支援のあり方検討部会を開催し、支援のレシピ集として、地域情報やコツ、ノウハウなどを整理してきた。
- また、豊田市では、国のモデル事業を受け、令和7年1月から、身寄りを頼ることができない方の生活上の困り事などに対する包括的な相談窓口を開設。4月から豊田市社会福祉協議会では、身寄りを頼ることができない方に対する日常生活、入院・入所時、死後の3つの場面の支援を実施する事業を開始。

### 令和3年度

- 検討部会：「課題が生じる場面」を整理

…入院・入所・救急搬送・賃貸契約・死後の場面に困りごとが発生とするとの整理を行った。

### 令和4年度

- 検討部会：「生活上の具体的な困り事」を整理

…身元保証人がおらず契約ができない、普段の買い物等対応できない、預貯金の引出し等を行えない など。

### 令和5年度

- 検討部会：「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集<救急搬送編>」作成

### 令和6年度

- 検討部会：「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集<死後事務編>」作成
- 市：「身寄りを頼ることができない方の生活上の困りごとなどに関する包括的な相談窓口」開設
- 社協：「包括的な相談窓口」に権利擁護支援コーディネーターを配置

### 令和7年度

- 市：「身寄りを頼ることができない方の生活上の困りごとなどに関する包括的な相談窓口」運営  
「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集」更新
- 社協：「身寄りを頼ることができない方への支援 結サポート～くらし安心事業～」開始

## 【重点取組②】身寄りのない市民等が入所・入院を含め 地域で安心して生活し続けられる環境整備

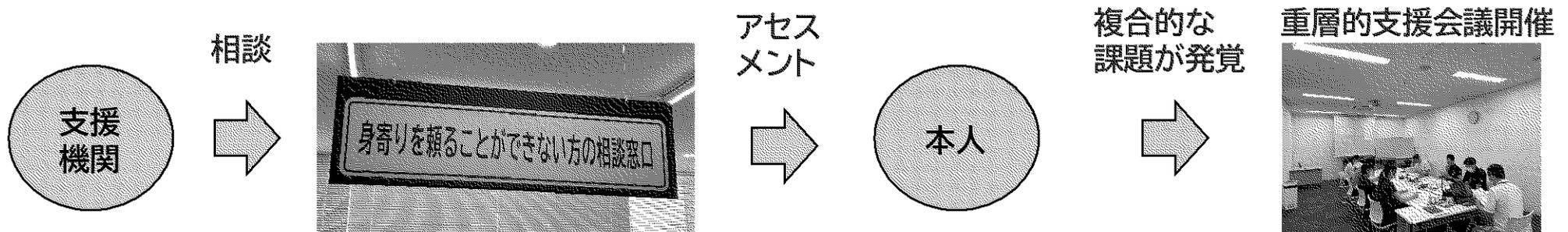
- 豊田市では、令和7年1月から、身寄りを頼ることができない方の生活上の困り事などに関する包括的な相談窓口を福祉センター内に開設した（豊田市社会福祉協議会に運営委託）。
- 相談後は、本人の意向や状況等に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など既存の制度・事業、地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所などの相談支援機関や、弁護士・司法書士等の専門職、豊田市社会福祉協議会が実施する支援事業（結サポート～暮らし安心事業～）等による支援をコーディネートしている。

### ○ 相談窓口開設後の実績

421件（2025年12月末時点）

相談内容	件数	相談内容	件数
結サポートの事業内容に関する相談	86	日常生活に関する相談	14
入院・入所時の手続きに関する相談	51	死後事務支援に関する相談	35
成年後見制度に関する相談	205	その他	30

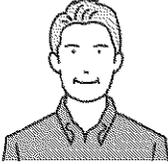
- 本人からの相談において、「身寄りを頼ることができない」だけでなく、「身寄りを頼りたくない」ということで相談にくるケースが多くある。
- 支援機関からの相談において、身寄りの課題だけでなく、アルコール・孤独孤立・生活困窮・金銭管理など複合的な課題があるケースが多く、多機関で協働して支援するケースが多くある。



○ [参考] 相談対応例

<p>本人状況</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70代、男性。要支援1。一人暮らし。</li> <li>・ アルコール依存症と骨粗鬆症がある。骨粗鬆所で12回入院。</li> <li>・ 妻とは離婚しており、長女(名古屋)、二男(東京)、三男(名古屋)がおり、長女のみ連絡がとれるが、支援拒否(当初情報)。</li> </ul>
<p>相談経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A病院に入院していたが、お酒が飲めないことが理由で、退院を希望。A病院より退院時に今後は身元保証人が必要ということで、地域包括支援センターから相談が入った。</li> <li>※病院が、こういった支援において身元保証人が必要と言ったかは不明。</li> <li>・ 地域包括支援センターより本人に事業説明の依頼があった。</li> </ul>
<p>アセスメント状況及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲酒が問題となり、施設の送迎ドライバーを解雇。</li> <li>・ 退職後も日常的な飲酒と飲酒運転を行っている。</li> <li>※本人曰く、することがない、話し相手がいない為、余計にお酒を飲んでしまう。</li> <li>※本人の言葉としては、アルコール依存を治療したいと言われるが行動が伴わない。</li> <li>・ 介護サービス利用を試みたが、飲酒により朝起きることができず、利用停止。</li> <li>・ アルコール依存の治療は、本人が飲酒ができないことに耐え兼ね、断念。</li> <li>・ 就労収入喪失により年金(月)11万円のみ収入で、家賃(6万)と飲酒費用(11万)により家計が大幅な赤字収支。</li> <li>・ 家族関係は疎遠で、長女は積極的な支援は得られないが、連絡先等の役割は担っていただけ。</li> <li>➔ <b>最優先で解決すべき課題があるため、結サポートの利用ではなく、まず重層的支援会議を開催。</b></li> </ul>
<p>重層的支援会議参加メンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人</li> <li>・ 地域包括支援センター、基幹包括支援センター</li> <li>・ ダイバーシティ・スタイル(参加支援)</li> <li>・ 市よりそい支援課、保険支援課(アルコール依存)</li> <li>・ 市社会福祉協議会 困窮・CSW担当、身寄り担当</li> </ul>
<p>重層的支援会議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人意思でアルコール依存・骨粗鬆症治療を最優先。</li> <li>※病院への送迎は介護タクシーで、社協困窮・CSW担当同席。</li> <li>・ 社協困窮・CSW担当で家計改善支援を並行実施。</li> <li>・ 社協身寄り担当で長女のできる範囲の支援を聞き取り、入院時の連絡先になっていただく調整を図る。</li> <li>・ 社協困窮・CSW担当で転居支援もいずれ実施。</li> <li>・ 体調改善後はワークダイバー・スタイルにて社会参加機会を提供し孤立解消を図る。</li> <li>・ 体調改善後は地域包括支援センターより再度介護サービスを調整する。</li> <li>※結サポートではなく、上記支援を多機関で実施することとなった。</li> </ul>

○ 【参考】 相談対応例

<p>本人状況</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50代、男性。無職。一人暮らし(未婚。3年前に母親が死去)。要介護2。身体1種1級。障がい年金11万5千円。</li> <li>・ 糖尿病・右足切断。左足も壊死状態。</li> <li>・ 家はリースバック契約をしており、家賃9万円を毎月支払い。ゴミ屋敷状態。</li> </ul>
<p>相談経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人がB病院に自家用車で行き、そのままB病院に入院。B病院からC病院へ転院。</li> <li>・ C病院から老健入所に伴い、物品のお届け等の支援者不在について相談が入った。 ※C病院としては、老健入所時に、自宅を業者にて片付け、介護サービスを入れながら在宅生活との見立て。業者手配等誰が行うかは不明。</li> <li>・ 社協身寄り担当としては、結サポートは契約までに時間がかかることや、収支状況から契約できるかどうか不明な旨をC病院に伝えたものの、事業説明のみしてほしいということで、本人へ説明を行う。</li> </ul>
<p>アセスメント状況及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい年金11万5千円に対しリースバック家賃9万円で家計が大幅な赤字収支。 ※3年前にリースバック契約にて1千5百万円ほど入ったものの、既に預金は300万程度に減っている。ハリアー(高級車)の購入など、散財あり。</li> <li>・ 多重債務と国保や税滞納あり。国保滞納により入院代も10割負担(総額150万円程度)。</li> <li>・ 自家用車もB病院にあり、駐車場代が発生。自家用車の移動が必要。</li> <li>・ 自宅はゴミ堆積及び段差等もある為、車いすでの在宅生活は困難。</li> <li>・ 老健側は結サポートを既に契約しており、必要物品等を届けてくれると認識。契約していない、もしくは契約できない、契約に時間がかかるのであれば早めに退所していただく必要がある。</li> </ul> <p>➔ 複合的な課題があるため、結サポートではなく、まず重層的支援会議を開催。</p>
<p>重層的支援会議参加メンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人 ・ 叔母 ・ 介護老人保健施設職員 ・ 地域包括支援センター ・ ケアマネ</li> <li>・ 弁護士 ・ 市社会福祉協議会 困窮・CSW担当、身寄り担当</li> </ul>
<p>重層的支援会議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老健退所後は在宅生活ではなく施設入所。施設調整は、包括・ケアマネ中心に実施。</li> <li>・ 叔母に連絡先等できる範囲の支援をしていただく。</li> <li>・ 社協権利擁護担当が金銭管理を実施。</li> <li>・ 社協困窮・CSW担当が弁護士協力のもとリースバック解約および債務整理支援を実施。車の移動(業者手配)も実施。</li> </ul> <p>※結サポートではなく、上記支援を多機関で実施することとなった。</p>

- 豊田市社会福祉協議会では、市内で身寄りを頼ることができない方で、判断能力のある方を対象に、「入退院・入退時」、「日常生活」、「死後」の3つの場面で支援を提供する「結(ゆい)サポート～暮らし安心事業～」を令和7年度から段階的に開始。
- ※ 事業名は、「身寄りを頼ることができない方と地域や支援者の結びつき」や「人生の最後を良いしめくり(結末)に出来るように」という意味を込めている。

## 1 申込・契約実績 (2025年12月末時点)

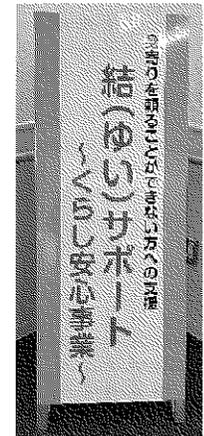
### ① 申込者：11人

※うち5人は契約締結。6人は契約に向けてエンディングノートを作成中。

### ② 契約者：5人

※うち2人は入退院・入退所時支援と日常生活支援の2つを契約。

入退院・入退所時支援：4件 日常生活支援：3件



### ▼ 契約者の状況

世帯状況	80歳の女性。一人暮らし。夫は2018年に亡くなり、一人娘も2021年に死亡。娘の夫(義理の息子)は、2019年にくも膜下出血により右半身まひ。孫が2人いるが疎遠で支援が望めない。
相談経緯等	白内障の手術をした際に緊急連絡先を求められた。その際は義理の息子がなってくれた。現在、心臓と肺が悪く、2ヶ月に1度通院。義理の息子の身体状況を加味するといつまでも支援を求められないと感じている。 話を聞いてくれる人、病院への付き添いなどを希望したいということで、身元保証団体のパンフレットを持って、本会へ来所。 なるべく公的な機関にお願いできると安心とのことで、日常生活支援と入退院・入退所時支援を契約。死後事務支援も希望している。

## 2 周知・啓発（12月末）

### ① 各種団体等への結サポート事業説明

包括支援センター、ケアマネ事業所、障がい相談支援事業所、障がい児者の親の会など計16回(参加者:延べ446人)  
実施

会議・団体名等	日にち	場所	人数
包括支援センター会議	8月19日	ZOOM	28
精神障がい協議会(居住部会)	8月27日	市役所	15
民生委員児童委員協議会会長連絡会	8月28日	福祉センター	30
ケアマネジャー向け研修会(南福寿園包括)	9月 3日	末野原交流館	18
ケアマネ倶楽部(ふじのさと包括)	9月11日	ふじのさと	30
ケアマネ交流会	9月12日	厚生病院	62
特別養護老人ホーム施設長会議	9月16日	福祉センター	25
よりそい支援課職員研修	9月18日	市役所	20
介護サービス機関連絡協議会ケアマネ部会研修	9月25日	福祉センター	31
西部ケアマネほっとライン	10月17日	福祉センター	30
あけぼの会(精神障がいのある方の親の会)	10月29日	障がい者福祉会館	20
地域自立支援協議会	10月29日	福祉センター	18
豊南地区ひまわり懇談会	11月21日	豊寿園	45
愛知県医療ソーシャルワーカー協会西三河北部ブロック	11月27日	福祉センター	30
西三河北部障害保健福祉園域会議	12月9日	加茂福祉相談センター	16
向山自治区	12月11日	区民会館	28

2 周知・啓発（2025年12月末時点）

② 視察、ヒアリング対応

他市社協・自治体からの視察への対応(計6回、参加者25人)を実施

団体名	日にち	人数	団体名	日にち	人数
瀬戸市社協	5月 1日	2	生駒市・生駒市社協	6月19日	6
長浜市社協	6月27日	6	芦屋市・芦屋市社協	7月 4日	6
国立国会図書館	10月16日	1	西尾市・西尾市社協	11月12日	4

③ 職員派遣(先進事例報告)

先進地事例報告として全社協研修等へ職員派遣(計3回、参加者152人)を実施

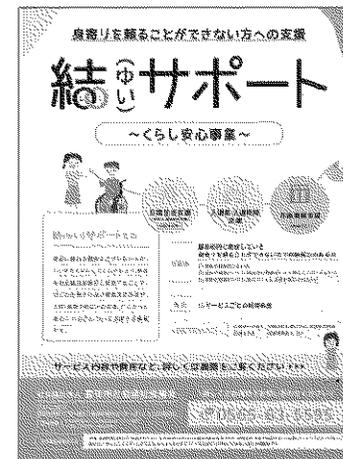
派遣先	日にち	場所	人数
文京区社協	8月26日	文京区民センター	12
全社協(社協活動全国会議)	9月 9日	全社協灘尾ホール	80
かながわ共同会(津久井やまゆり園)	11月29日	相模原市立産業会館	60

④ 報道機関(記事掲載)

社名	掲載日	社名	掲載日
新三河タイムス	4月4日	中日新聞	4月17日

⑤ チラシ、マスコットキャラクターの作成

- ・ 8月: チラシ作成及び入退院・入退所時支援のパンフレット作成
- ・ 9月: マスコットキャラクター作成
- ・ 10月: 日常生活支援のパンフレット作成



マスコットキャラクター



おむすび  
(結)

結ちゃん  
(ゆい)

### 3 多機関協働

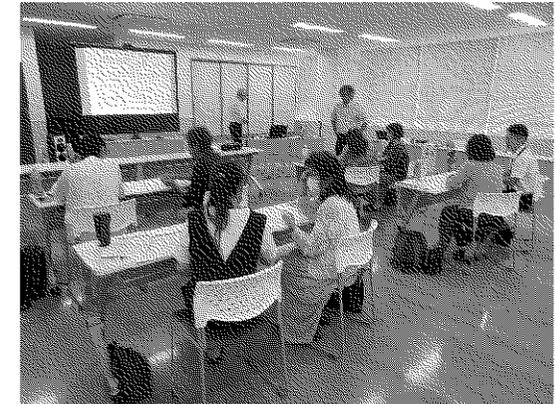
#### ① 入退院・入退所時支援

月	団体	内容
5月	トヨタ生活協同組合	入院時のアメニティなどの準備として覚書締結
5月	シルバー人材センター	入院時のアメニティなどの準備及び自宅の管理として委託契約を締結
9月	豊田信用金庫	入院費・入所費の支払いとして覚書を締結

#### ② 入退院・入退所時支援及び日常生活支援

- ・「医療に係る意思決定の支援」及び「電話や訪問による見守り・意思決定支援」を実施する為、意思決定フォロー講座を開催

コース	日にち	参加人数
平日コース	9月16日(火)	16人
休日コース	9月21日(日)	7人



意思決定フォロー登録者:14人

↑ 意思決定フォロー講座の様子

#### ③ 死後事務支援

- ・ 1月28日:市内に事務所のある弁護士・司法書士へ死後事務支援の協力依頼を実施
- ・ 11月、1月:市内の葬儀会社6社と打合せ、連携協力依頼を実施

## 【重点取組③】意思決定支援の普及の取組

- 令和6年度同様に、各分野において、多職種向けに意思決定支援に関する研修を実施。
- 研修の内容は、意思決定支援等に係る各種ガイドラインの紹介や意思決定支援に関する事例検討、意思決定支援で意識することなど多様であり、主催者が工夫をしながら意思決定支援の普及を図っている。

### キャラバン・メイトフォローアップ研修（高齢福祉課）

- ① 高齢福祉課
- ② 令和7年6月16日
- ③ 豊田市を活動地域とするキャラバン・メイト
- ④ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援を行うための資料作成、話し方の技術向上のための支援

※キャラバン・メイト研修内でも意思決定支援について普及。

### 多職種合同研修会（地域包括ケア企画課）

- ① 豊田加茂医師会
- ② 令和8年1月10日
- ③ 医療関係者、福祉関係者、行政
- ④ 本人の望む看取りを支えるための多職種連携や搬送判断の実際（消防本部・警察署による事例紹介、グループディスカッション等）

### 北部ブロック研修（障がい福祉課）

- ① 豊田市地域自立支援協議会 北部ブロック
- ② 令和7年9月24日、10月22日、12月10日
- ③ 障がい福祉に関わる支援者等
- ④ 本人主体から見ていく意思決定支援（基礎・実践）

### 権利擁護関係機関向け研修

#### 市民後見人フォローアップ研修（よりそい支援課）

- ① 豊田市成年後見支援センター
- ② 令和7年10月23日ほか
- ③ 福祉関係者、医療関係者、市民後見人バンク登録者
- ④ 成年後見制度と権利擁護の知識（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、事例紹介等）

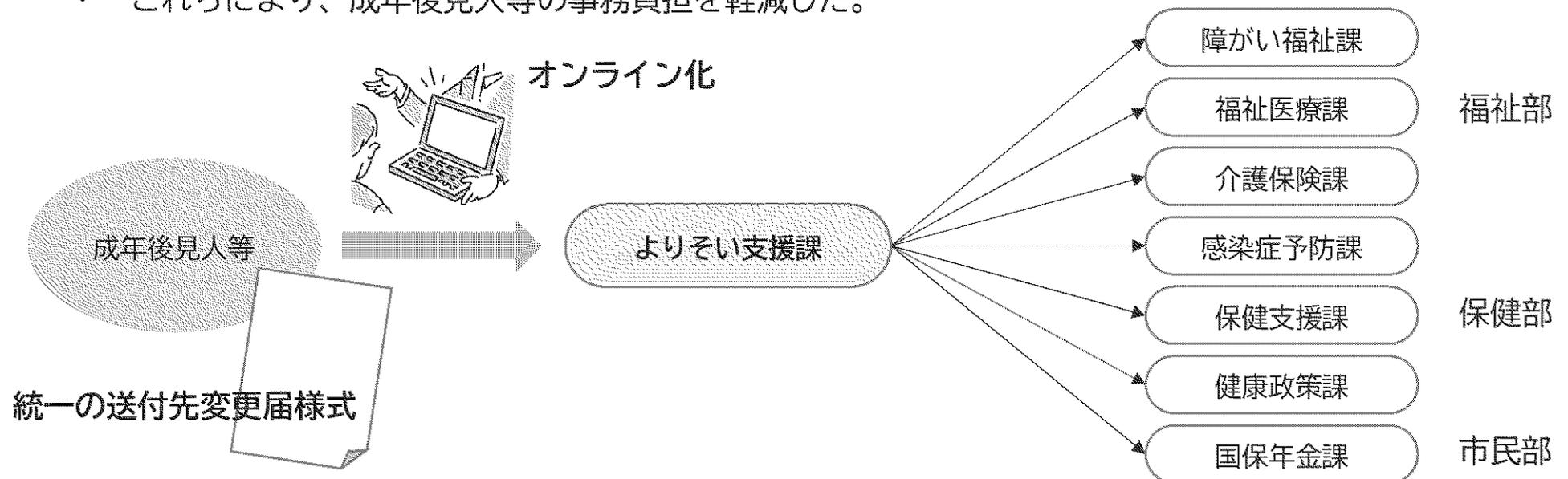


# 【重点取組⑤】送付先変更に係る手続き事務のスマート化について (令和7年度実績)

- 税関係を除く庁内7課と連携し、庁内統一した形で「成年後見人等専用送付先変更届様式」を作成した。これにより、これまで市役所の各窓口を回って手続きをしていた成年後見人等は1か所で送付先の変更をすることが可能となった。
- 令和7年1月から運用を開始しており、令和7年4月から令和7年12月末時点での申請件数は55件。
- 今後の課題として、申請時点では送付先変更の対象ではない項目に対しても、今後送付先変更の対象となる見込みのある項目については送付先変更を申請時点で受け付けられるよう検討中。
- その他、全庁的な動きとしては、デジタル化推進本部会議の傘下に設置した窓口改革ワーキンググループにおいて、「行かない・書かない・待たない窓口(スマート窓口)」の実現に向けて、引き続き検討を進めている。

## ● 送付先変更の申請について

- ・ 従来の各課へ申請する方法に加えて、複数課へ送付先変更の申請をする場合に、統一様式を使用して、下記の部署に関する送付先変更が一括行うことが可能となった。
- ・ また、令和7年4月からは、「あいち電子申請システム」を使用したオンライン申請も可能となった。
- ・ これらにより、成年後見人等の事務負担を軽減した。



## 【重点取組⑥】高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり (豊田市専門フェロー 福祉支援担当の活用)

- 重層的支援体制や高齢者・障がい者虐待などにおける支援の調整を効果的に実施する観点から、民間ノウハウを庁内に取り込むことを趣旨として、ソーシャルインパクト採用により令和6年11月に民間の副業人材である専門フェローを登用した。
- このうち、福祉支援担当の専門フェローについては、虐待対応のコアメンバー会議や支援会議等に同席するなど、客観的かつ専門的な立場から対応方針の判断に関わってもらう仕組みを整えた。

支援困難なケースに対して、第三者的な助言等を行う **福祉支援担当の専門フェロー**

**役割** ▽ 支援方法や、関係機関との連携・調整に対する客観的・具体的な助言

- 1 よりそい支援課への多機関協働支援
  - (1)重層的支援会議や支援会議、虐待コアメンバー会議への参加及び客観的・具体的な助言
  - (2)よりそい支援課ケースの進捗管理、助言
- 2 重層関係課・機関への多機関協働支援
  - (1)重層的支援会議等への参加及び客観的・具体的な助言
  - (2)支援会議の開催支援
  - (3)スキル等の向上を目的とした定期的な勉強会の開催
  - (4)オンライン相談

### 【令和7年度の実績】

- ①支援会議、虐待コアメンバー会議への参加及び具体的助言
- ②専門職からの相談へのオンライン助言  
ZOOMを使用し、関係機関からのケース対応相談に対して助言
- ③勉強会(月1回)開催

6月24日(火)『事実確認のロールプレイ』	17名
9月30日(火)『虐待の予防』	25名
11月25日(火)『セルフネグレクト』	25名
1月20日(火)『家族アセスメント』	
- ④高齢者虐待の対応体制の見直しに関する助言  
助言をもとに、虐待対応フローやマニュアルの見直しを実施
- ⑤ケース進捗管理を仕組化
- ⑥課内職員向け研修を実施

	前回協議会等での意見	方針	対応又は反映の内容
<p>1 身寄りを頼ることができない方への支援に関する こと</p>	<p>①「身寄りを頼ることができない」と言うと高齢者がクローズアップされがちではあるが、障がい者向けの視点や親亡き後の支援も必要。</p>	<p>継続協議</p>	<p>○相談対応としては、障がいのある方も含めて既に実施しています。 ○また、障がい福祉課と打合せを実施。意見の趣旨について共有しています。 ○今後は、「地域生活拠点」登録での連携を想定しつつ、具体的な実施に向けて継続協議していきます。</p>
	<p>②豊田市では、様々な支援者のノウハウを集約した「支援のレシピ集」も作成してきた。こうした知識や資源の共有は、MSWとしても非常に有益であるので、結サポートの充実だけでなく、レシピ集の充実や更新も進めてほしい。</p>	<p>計画に反映</p>	<p>○計画案p.145の②に反映しました。 ○具体的には、本資料P36「身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画（案）のポイント」4を参照ください。</p>
	<p>③結サポート事業の周知も大切ではあるが、その先の「どう生かすか」の視点が必要。支援関係機関が自分の支援に活かせるか落とし込まないと進んでいかない。 居住支援の課題についても、課題感を不動産会社や大家に相談することも必要。 8月に開催された地域福祉計画の会議では、委員長より、社会的なつながりを深める重要性から、結サポート事業の利用者による当事者会などに言及があった。</p>	<p>事業内で対応</p>	<p>○ご意見を踏まえ、令和8年度の事業活動内で充実に向けて協議・検討を進めます。 ○具体的には、本資料P36「身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画（案）のポイント」3を参照ください。 ・ペット預かり …動物愛護センター、NPO・スマイルサポート、シルバー人材センター、企業などと協議を実施。 ・当事者会 …利用者数を見ながら検討を実施。 ・入居問題 …居住支援協議会等と連携して検討を実施。</p>

	前回協議会等での意見	方針	対応又は反映の内容
<p>1 身寄りを頼ることのできない方への支援に関する事</p>	<p>④配食サービスを利用するには、緊急連絡先が必須となるため、身寄りのない高齢者の場合、利用できないことがある。</p>	<p>事業内で対応</p>	<p>○高齢福祉課と打合せを実施。回答内容については、「支援のレシピ集」に新たに掲載することにしました。                      (高齢福祉課：回答内容)                      ・配食サービスの利用要件として「緊急連絡先が必須」と定めてはいませんが、サービスの本質上、配達時に利用者の安否確認が取れない場合、緊急連絡先に電話し、利用者の安否確認をお願いするため、原則、緊急連絡先が必要となっています。                      ・ですが、緊急連絡先のない高齢者であっても、安否確認が必要かつ調理や買い物等が困難な場合、配食サービスを利用できる場合もありますので、高齢福祉課までご相談ください。</p>
	<p>⑤死亡届の届出人（手続き対象者）には、家屋管理人があり、例えば病院で亡くなった際は病院長、施設で亡くなった際は施設長が該当する。この場合、病院長の場合は病院の住所のみで対応できると聞いたが、施設長の場合は施設長の本籍地まで記載や戸籍謄本の添付を求められるため心理的な面も含めて負担が大きいと聞いた。</p>	<p>協議会内で現状共有</p>	<p>○市民課と打合せを実施。以下の現状を確認しました。                      (現状)                      ・高齢者施設での死亡の場合、家屋管理人である施設長名での死亡届出においては、病院長とは異なり、施設長本人の住所・本籍地等が必要となる。                      ・戸籍に関する手引書にも明記されている。</p>

	前回協議会等での意見	方針	対応又は反映の内容
<p>1 身寄りを頼ることのできない方への支援に関する こと</p>	<p>⑥結サポート事業について、本人が亡くなったこと、つまり死亡届が提出されたことが事業を実施する社協に伝わらないと事前に契約していた内容が履行されない場合が想定される。</p>	<p>事業内で対応  今後の充実に向けては継続協議</p>	<p>○事業内では、結サポートを利用していることがわかるように利用者証を携帯したり、掲示用ポスターを冷蔵庫等に掲示するように、本人に促しています。(本資料P27)</p> <p>○また、結サポートの事業利用者の場合、豊田市に所在する病院等から、墓地埋葬法所管のよりそい支援課に連絡が入ることで、調整を行う身寄りを頼ることができない相談窓口（社協に委託）に伝達する仕組みに整理し直しました。(本資料P28)</p> <p>○ただし、豊田市に所在する病院等から、よりそい支援課に連絡が入らない場合や、本人が他市町村で亡くなった場合は、事前契約していた内容が履行されない課題は残っています。</p> <p>○今後の充実に向けて、市民課と打合せを実施。 ○死亡届が出された段階において、死亡届出先となる市民課上のシステムで、事業の登録者であることがわかるようにすることは技術的には可能とのことでした。 ○ただし、仕組み化するためには、継続した協議が必要です。(本資料P29)</p> <p>○今後の充実に向けて、大府市に視察を実施。 ○大府市においては、事前登録制度を設けています。終末期の治療に関する意向などを事前登録し、医療機関等から照会があった場合に登録情報を回答することで、本人意思に沿った終末期治療を受けられるようにしています。また、葬儀の契約なども事前登録でき、亡くなった場合は、あらかじめ設定していた葬儀執行人につなぐことで、本人意思に沿った死後事務が履行できるようにしています。 ○ただし、本人が亡くなったという情報を確実に受け取ることができない課題もあるとのこと。</p>

	前回協議会等での意見	方針	対応又は反映の内容
<p>2 権利擁護 支援の担い手 に関する事</p>	<p>①今後ますます市民後見人の活躍が期待される。それに向けては、センターによるバックアップが極めて大切である。</p>	<p>事業内で対応</p>	<p>○市民後見人の適切な受任に向けては、ご意見のとおり、バックアップ体制の強化が重要です。 ○具体的には、令和8年度から、センターにおいて体制強化できることを検討するとともに、市民後見人の後方支援を専門職が実施している地域などの調査を進めたいと思います。</p>
	<p>②限られた人材の中で、持続可能な受任体制にしていくためには、今でも取り組んでいる部分もあるが、専門性の発揮すべき課題が終了したら、市民後見人などに速やかにリレーできる環境、最初から専門職と市民後見人が複数受任し、課題解決後に専門職が速やかに離脱できる環境の整備が一層必要。</p>	<p>事業内で対応</p>	<p>○現状においても取り組めることとして、少しでも専門職後見人の業務負担を軽減させる上で参考となる情報を取りまとめた「専門職後見人向けの手引き（案）」を作成しました。 ○第2次後見計画（案）でも提示したベストミックスの考え方を取り入れるため、令和8年度からリレーや複数受任がしやすい環境づくりを進めていきます。 ○具体的には、市民後見人と専門職後見人との関係性をうまく作りながら受任体制を整えている地域の調査を進めたいと思います。</p>
	<p>③障がい分野でも様々な研修会を実施しているが、意思決定支援がテーマになることも多い。「サービスにつなぐ」だけではなく「本人の強みを活かす」生活支援の視点が必要。 意思決定フォロワーという、支援者ではない支持者の存在は、本人が生きていく上で、本人のエンパワメントを付ける大きな要素になっていく。</p>	<p>計画に反映</p>	<p>○現在、結サポート契約者3名に対し、意思決定フォロワー3名が日常生活支援で見守り・意思決定支援を実施しています。 ○このような事業内での活躍を進める中で、意思決定支援と社会参加支援は関連性が強いことも踏まえ、支援者の立場ではない市民の役割や効果を確認し、必要に応じた対応を進めていきます。</p>

	前回協議会等での意見	方針	対応又は反映の内容
3 その他	<p>①遺贈の受け入れに関して、透明性は重要な視点である。法令遵守は当然のこと、「寄付をしないと適切にケアしてもらえない」と深層心理的に利用者に思わせてしまっては良くない。</p>	<p>計画に反映 事業内で対応</p>	<p>○事業内で生じる寄付等の透明化について、寄付等の相談を受ける可能性のある社会福祉法人とも連携して、どのような仕組みであれば、市民に適切な形で寄付していただけるか、令和8年度から仕組みの検討を進めます。</p>
	<p>②「成年後見制度利用促進計画」ではあるが、利用促進を進めていくではなく、権利擁護として捉えていった方が良い。</p>	<p>計画に反映</p>	<p>○ご意見を踏まえ、計画自体を法定の「成年後見制度利用促進計画」の位置付けだけでなく、成年後見制度利用促進を超えたより広義で捉え、身寄りを頼ることのできない人への支援や意思決定支援の推進方針を示す「権利擁護支援推進計画」としての位置付けも持たせることとしました。</p>

○ ご自宅に貼る用のポスター(A3サイズ)



救急隊、民生委員児童委員、近隣住民等に契約者であることがわかる用に、契約者にはご自宅に貼っていただきます。

○ 常に携帯する用のカード(A3サイズ)

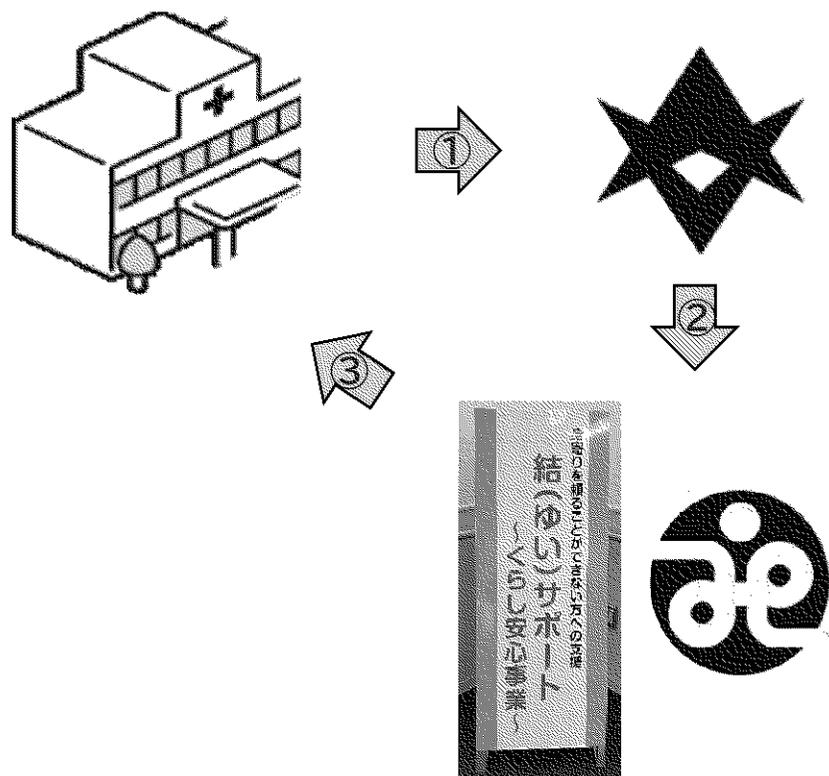


結サポート~暮らし安心事業~利用者証	
フリガナ	
氏名	
住所	豊田市
生年月日	昭和 年 月 日
利用サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 入退院・入退所時 <input type="checkbox"/> 死後事務
利用決定年月日	令和 年 月 日
決定者名及び印	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会長

救急搬送された際などに、病院(看護師等)が契約者であることがわかる用に、契約者には財布等に入れ、常に携帯していただきます。

## 身寄りを頼ることができない方への支援 結サポート契約者が亡くなられた際の連絡体制

- 墓地埋葬法の所管である豊田市よりそい支援課は、病院等から身寄りのないご遺体の連絡が入った際、身寄りを頼ることができない相談窓口（豊田市社会福祉協議会に委託）に、支援歴があるかどうか（例：結サポート事業を契約しているかどうかなど）の照会します。
- また、結サポート契約者には、結サポート登録カード（財布等に入れ、常に携帯する用）と、自宅に登録者とわかるように貼るポスター（A3）を渡します。救急隊や病院は、そのポスターやカードを確認した場合、社協に連絡してもらいます。



- ① 病院等から身寄りのないご遺体の連絡を豊田市にします。
- ② 身寄りを頼ることができない相談窓口（豊田市社会福祉協議会に委託）に、支援歴があるかどうか（例：結サポート事業を契約しているかどうかなど）を照会します。
- ③ この一環として、社会福祉協議会では、結サポート契約者であることが確認できれば、契約内容を履行するように進めます。

※ 結サポート契約者でない場合は、これまでどおり、豊田市が墓地埋葬法により身寄りのないご遺体として対応します。

- 令和7年10月28日、法務省からの通達により、高齢者等終身サポート事業者等からの死亡届の提出ができることとなりました。
- これを根拠に、豊田市社会福祉協議会（結サポート～くらし安心事業～）も死亡届が出せることを豊田市市民課と確認しました（12月10日）。そのため、結サポート契約者が自宅で亡くなった場合、死亡届が出せる家族等がない場合、社会福祉協議会が死亡届を提出します。

機密性2・完全性1・可用性1

事務連絡  
令和7年10月28日

法務局民事行政部戸籍課長 殿  
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 沼田補佐官

### 高齢者等終身サポート事業者等からの死亡の届出について（周知）

近年、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯が増加していることから、当該高齢者が死亡した際、迅速な死亡の届出がされない事案が散見されます。

そのため、今後、高齢者等に対して死後事務、日常生活支援、身元保証等のサービスを行う事業者（以下「高齢者等終身サポート事業者等」という。）が、利用者の居所である家屋への立ち入り（生前・死後を問わない。）を委託されている場合は、特段の疑義がない限り当該事業者が家屋管理人としての死亡届の届出資格（戸籍法第87条第1項第3）を認めて差し支えないものと考えますので、以上を了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、死亡届の審査に当たり、特段の疑義が生じた場合を除き、高齢者等終身サポート事業者等への委託内容を確認するための契約書等の提示を求める必要はありません。

## 高齢者等終身サポート事業者等からの死亡の届出について（周知）

近年、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯が増加していることから、当該高齢者が死亡した際、迅速な死亡の届出がされない事案が散見されます。

そのため、今後、高齢者等に対して死後事務、日常生活支援、身元保証等のサービスを行う事業者（以下「高齢者等終身サポート事業者等」という。）が、利用者の居所である家族への立ち入り（生前・死後を問わない。）を委託されている場合は、特段の疑義がない限り当該事業者が家屋管理人としての死亡届の届出資格（戸籍法第87条第1項第3）を認めて差し支えないものと考えますので、以上を了知の上、貴官下支局長及び管内市区町村に周知方取り計らい願います。

なお、死亡届の審査に当たり、特段の疑義が生じた場合を除き、高齢者等終身サポート事業者等への委託内容を確認するための契約書等の提示を求める必要はありません。

別添資料「豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画（案）」参照

豊田市成年後見支援センター 令和8年度事業計画(案)について【協議】

- 豊田市成年後見支援センターにおける令和8年度の事業計画は、今までの業務（取り組み）や目標を大きく変えず、継続的に権利擁護支援を実施することで、本人が望むくらしの実現を、本人と一緒に地域で支えます。
- 上記「本人が望むくらしの実現を、本人と一緒に地域で支える」ために、令和8年度に権利擁護基金を原資に、市民後見人等権利擁護支援の担い手の活躍を応援できる環境づくりを進めます。
- また、成年後見制度の改正による中核機関の機能強化に対応できるよう、国の動向を注視し、早めに検討をします。

業務名(取り組み)	目標	取り組みポイント
1 相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センターを通じ、新規で成年後見制度に関する相談ができた市民の実人数（250名/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎朝の加ファインにて情報共有し、センター職員の誰もが対応できる体制を構築します。</li> <li>・ 支援会議等に積極的に参加し、本人にとって適切な権利擁護支援につながるよう中核機関としての役割を強化します。</li> </ul>
2 チーム形成支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立書類作成支援件数（100件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支所、CSWと協力しながら、関係機関と連携を深め、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図ります。</li> </ul>
3 チーム自立支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受任調整をした案件のチーム会議開催率（100%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職後見人に受任1年後を目安にアンケートによるモニタリングを行い、後見人支援の充実を図ります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見人等からの相談件数（50件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ等を活用して親族後見人に専門職相談会を周知します。</li> </ul>

業務名(取り組み)	目標	取り組みポイント
4 啓発・広報関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座の開催（20回/年）</li> <li>・ 市民講座の開催（1回/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページやSNSを活用して制度の周知や講座の情報発信を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職との勉強会（12回）</li> <li>・ 関係機関向け講座の開催（2回/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「権利擁護につなげるケースの目安」を活用し成年後見制度の基礎知識を身に付けられる研修を行います。</li> <li>・ 関係機関向け研修や専門職との交流会を継続的に開催し、更なる連携強化を図ります。</li> </ul>
5 担い手確保・育成関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見人の受任者数（12件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の状況に応じ市民後見人の適切な受任につなげる。市民後見人が活動するうえで困ることがないようにバックアップ体制を強化します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とよた市民後見人養成講座の受講者数（30名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度に引き続き事前説明会を市民向けシンポジウムとして開催。多くの市民の方に興味を持ってもらえるよう幅広く広報活動を行います。</li> <li>・ 法人後見実施団体との更なる連携強化を図ります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見受任件数（新規12件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定支援を中心にした、きめ細やかな身上保護を行います。</li> <li>・ 市民後見人との協働(複数後見・監督人)。</li> </ul>
6 体制整備関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会の開催（12回/年）</li> <li>・ 協議会事務局（3回/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正や中核機関の機能強化に対応できるよう、国の動向を注視し、早めに検討を実施します。</li> <li>・ 社協権利擁護事業の安定的な実施のため、権利擁護基金についての広報活動を積極的に行います。</li> <li>・ <u>権利擁護基金を原資に、市民後見人等権利擁護支援の担い手の活躍を応援できる環境づくりを進めます。</u></li> </ul>

身寄りを頼ることができない方への支援 令和8年度事業計画(案)について【協議】

- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会に、身寄りを頼ることができない方への支援部会を設置・拡充し、地域連携ネットワークによる権利擁護支援の充実を図ります。
- 身寄りを頼ることができない方の生活上の困り事などに関する包括的な相談窓口（愛称：みよる相談ステーション）において、住まいや生活困窮等の課題に関する相談を一体的に受け止めるとともに、より一層の多機関協働による相談支援の充実を図ります。
- 親亡き後など重層的に支援すべきニーズへの対応も想定し、市民の参画と多様な関係者とのネットワークの充実を通じて、「結サポート～暮らし安心事業～」を確立していきます。
- 互助の推進による身寄りのない高齢者等の孤立予防や、支援のレシピ集の普及による支援者理解の浸透等を通じて、家族の有無や関係性にかかわらず多様なつながりの中で安心して過ごせることのできる（＝みよる）地域づくりを推進します。
- 意思決定フォロワーの推進など意思決定への市民参画に取り組みます。

取り組み	内容	取り組みポイント
1 地域連携ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会に、身寄りを頼ることができない方への支援部会を設置・拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結サポート関係団体も含めた多様な関係者によるネットワーク構築を図り、権利擁護支援の充実を図ります。</li> </ul>
2 みよる相談ステーションによる相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮自立支援事業や金銭管理等の権利擁護支援事業との一体的な相談支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいや生活困窮、金銭管理等の課題に関する相談を一体的に受け止める体制づくりを進めます。</li> </ul>

取り組み	内容	取り組みポイント
3 結サポート～くらし 安心事業～の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たなサービス(ペットの預かりや入居問題)、 互助会の設置などの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業、NPO、ボランティア、市の関係課等多 様な主体と打合せし、新たなサービス内容 の検討を行います。</li> </ul>
4 みよる地域づくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援のレシピ集の充実</li> <li>・ 支援のレシピ集やみよる地域づくりの普及 啓発</li> <li>・ 関係者向け研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援レシピ集の充実を図るとともに、レシピ 集の啓発や結サポートの説明などを合わせ た研修会を開催します。</li> </ul>
5 意思決定フォロー の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定フォロー講座の開催</li> <li>・ 意思決定フォローのフォローアップ研修の 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな担い手となる意思決定フォローの 開催に加え、令和7年度に受講いただいた フォローに対するフォローアップ研修も 開催します。</li> </ul>

○ 身寄りを頼ることができない方への支援部会(地域連携ネットワーク)

部会メンバー選出団体(案)			
愛知県弁護士会	愛知県司法書士会	愛知県社会福祉士会	豊田加茂医師会
医療機関(MSW)	精神科病院(PSW)	基幹包括支援センター	地域包括支援センター
特別養護老人ホーム施設長協議会	介護サービス機関連絡協議会	地域自立支援協議会	金融機関
生活協同組合	葬儀会社	シルバー人材センター	消防本部
民生委員児童委員協議会	高齢者クラブ連合会	障がい当事者	障がい児・者の親の会

令和8年度は年2回開催。※必要に応じ、2回以上開催することもある。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			● 部会開催					● 部会開催			

## 第8章

# 豊田市権利擁護支援推進計画・ 成年後見制度利用促進計画

第8章では、豊田市として、地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、権利擁護支援と成年後見制度利用促進にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

### 内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における権利擁護支援の現状
- 3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題
- 4 豊田市における権利擁護支援の推進体制
- 5 本計画を推進するための主な取組
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

# 豊田市権利擁護支援推進計画・

## 成年後見制度利用促進計画

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景

高齢化等に伴い、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の数が年々増加傾向にあることから、判断能力が不十分なことにより、介護保険サービス利用の契約や金銭管理などに対し不安を抱える方が増えています。

こうした判断能力が不十分な方の権利擁護を行う手段として、2000年に成年後見制度が創設されました。しかし、成年後見制度の利用者は、前述した認知症高齢者数などの増加と比べて著しく低調であり、本来制度が必要な方が適切に制度を利用できていないといった課題が顕著となっています。

このため、国では2016年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定するとともに、2017年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、2022年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度が適切に利用できる環境づくりを進めています。

他方、豊田市では、2017年の豊田市成年後見支援センターの開設以後、同年に市と豊田市成年後見支援センターの共働型による「中核機関」の整備、2019年にとよた市民後見人養成講座の開講、2020年に豊田市成年後見制度利用促進計画の策定など、成年後見制度利用促進に注力してきました。

また、豊田市成年後見・法福連携推進協議会では、当初から成年後見制度利用促進に留まらず、司法と福祉の連携により取り組むべき課題を検討してきたこともあり、全国に先駆けて、意思決定支援や身寄りを頼ることができない方への支援など広義での権利擁護支援の推進に努めてきました。

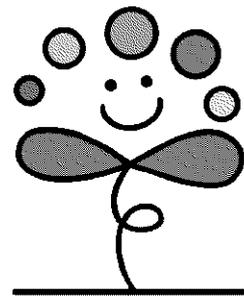
第2次計画となる本計画では、国の動向を踏まえつつ、豊田市が培ってきた権利擁護支援の経験を活かしながら地域福祉と連動し、よりきめ細やかな支援と、関係機関・団体との連携強化を図ることで、権利擁護支援と成年後見制度利用促進をさらに推進していきます。

## (2) 計画の位置づけと期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく市町村計画として位置づけ、成年後見制度利用促進に必要な事項を定めます。

また、法律上に規定はありませんが、住民や関係者、支援関係機関、専門職団体の意見も踏まえ、成年後見制度利用促進を超えたより広い形で、豊田市において権利擁護支援をどのように推進していくかについての方針を定めるもの（権利擁護支援推進計画）としても策定しています。

これらは、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の期間を2026年度から2031年度までの6年間とします。



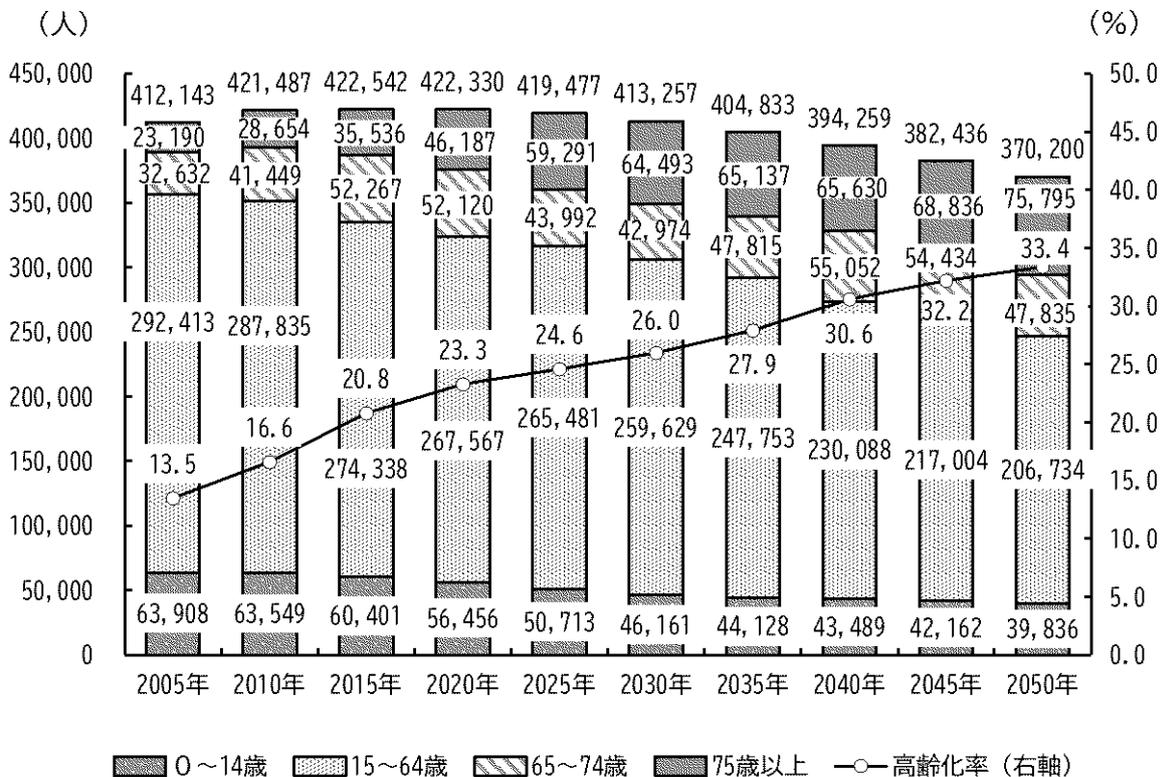
## 2 豊田市における権利擁護支援の現状

### (1) 「豊田市の現状」

本市の総人口は、2019年をピークに人口減少に転じており、2025年9月1日時点で41万4,512人となっています。その一方で、高齢者数は10万3,145人、高齢化率は24.9%と年々増加しています。そして、この高齢者数の増加に合わせて認知症高齢者数（推計）も年々増加しており、今後も増加の一途をたどる見込みです。

また、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者を基準にすると、障がい者数も年々増加している状況です。

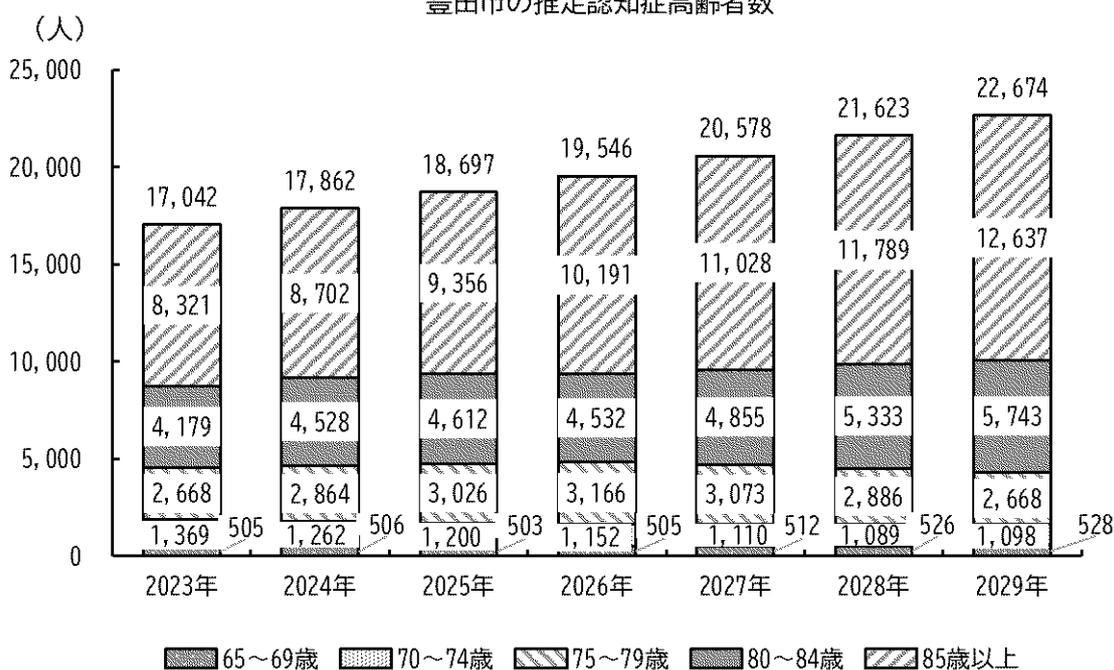
本市の将来人口推計



※2020年までは実績値、2025年以降は推計値

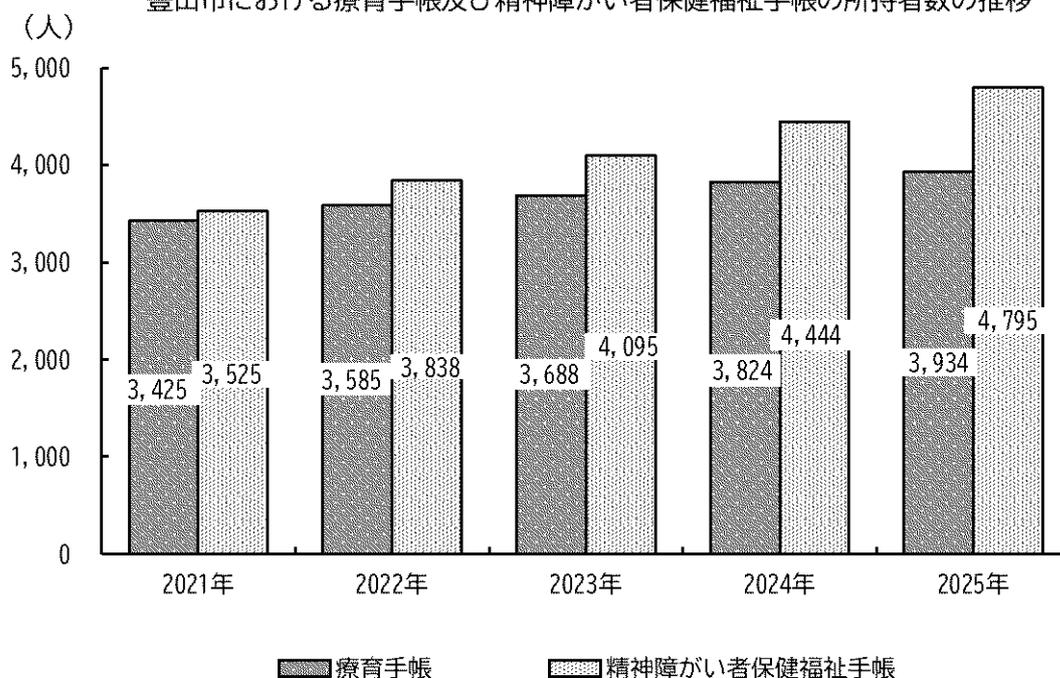
出典：第9次豊田市総合計画

豊田市の推定認知症高齢者数



出典：第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

豊田市における療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の推移



出典：豊田市統計

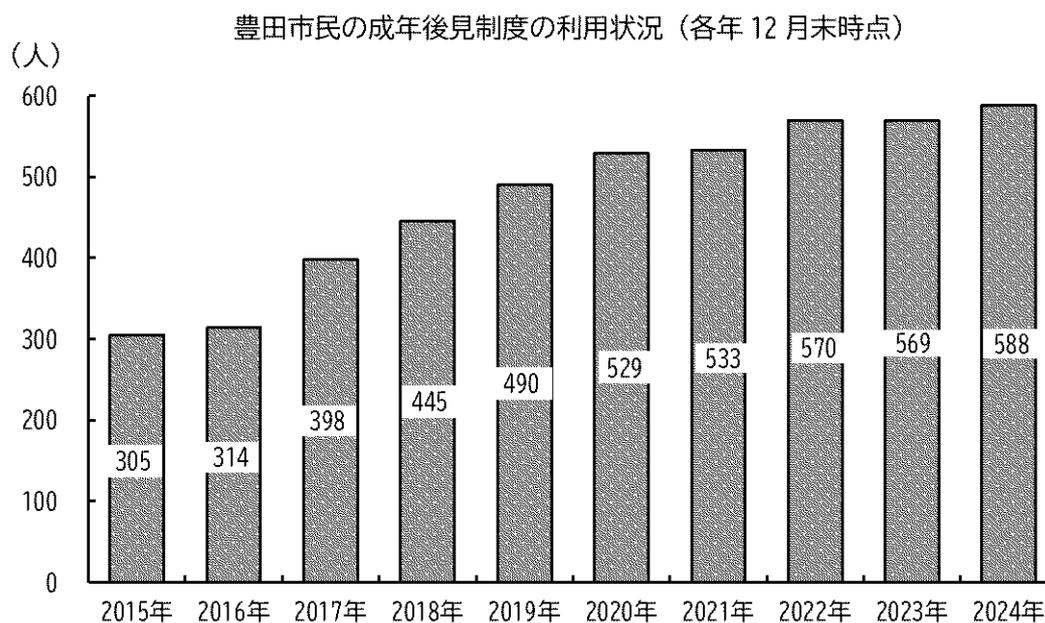
## (2) 豊田市における権利擁護支援の現状

本市では、2017年に豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」といいます。）を開設しました。センター開設以降、毎年約300件の新規相談があるなど、2015年時点で成年後見制度を利用している市民は305人でしたが、2024年には588人に増加しています。

本市では、さらに認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が増加する傾向にありますので、今後も成年後見制度の利用に対するニーズは高いものと想定されます。

また、権利擁護支援を必要とする方は、必ずしも成年後見制度の利用による支援が必要とは限りません。豊田市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や生活支援員派遣事業といった権利擁護支援を実施しており、毎年約50人が契約するニーズがあります。

さらに、近年では、身寄りを頼ることができないことによる生活上の課題についての相談も増えている状況にあります。



出典：名古屋家庭裁判所提供資料

### (3) 権利擁護支援のこれまでの取組・第1次後見計画の評価

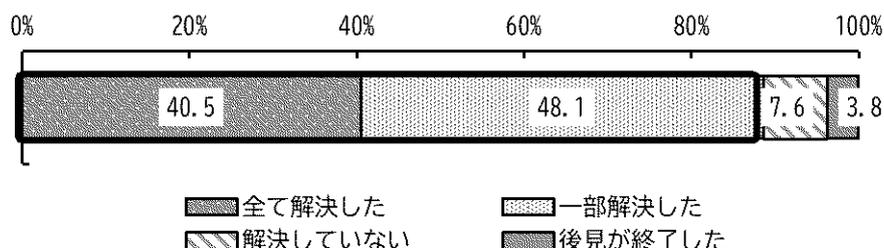
豊田市では、2020年に成年後見制度利用促進計画（以下、「第1次後見計画」といいます。）を策定して以降、この計画に基づき様々な取組を進めてきました。こうした権利擁護支援の体制づくりの結果、第1次後見計画全体の到達状況を評価する「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合」は88.6%と、権利擁護支援が必要な市民に高水準の効果をもたらしました。

第1次後見計画の重点取組 (2023年中間見直し後)	達成状況 (2025年12月末時点)
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成講座を6期開講し、計164名の修了生を輩出。</li> <li>・市民後見人として、延べ46名が受任し活躍。</li> <li>・権利擁護基金の設置・運用開始。</li> </ul>
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りを頼ることができない市民の生活課題を受け止める相談窓口（「みよる相談ステーション」）の開設。</li> <li>・多機関協働及び市民参加（意思決定フォロー）を取り入れた形での支援の事業実施（結サポート～くらし安心事業～）。</li> </ul>
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定フォロー講座を開講し、22名の修了生を輩出（モデル事業実施期間を除く）。</li> <li>・医療や高齢者・障がい者支援など各分野での意思決定支援研修の実施。</li> </ul>
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援ネットワーク（協議会）と重層的支援体制への消費生活センターの参画。</li> </ul>
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送付先変更に係る手続き事務の集約とオンライン化の完了。</li> </ul>
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識や経験を有する副業人材（専門フェロー）の登用完了。</li> <li>・高齢者・障がい者虐待対応フローの見直し実施。</li> </ul>
第1次後見計画での懸案事項 (2023年中間見直し後)	達成状況 (2025年12月末時点)
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内社会福法人による社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援の実施。</li> <li>・同社会福祉連携推進法人による法人後見実施に向けた支援の実施。</li> </ul>

## 計画の目的達成状況の評価・・・88.6%

- 豊田市の成年後見制度利用促進の各種取組により、市民の権利擁護が図られたかを「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合※」で確認しました。

※ 2021～2024年度における後見人等アンケートで申立て当初の課題が「全て解決した又は一部解決した」と回答した割合（4か年累計）。



### ◎事例：権利擁護の支援とは

権利擁護の支援には、成年後見制度等を利用して、虐待対応や財産上の不当取引への対応といった「権利侵害からの回復」の支援があります。これについて、豊田市で実際に権利侵害からの回復支援を行った事例をみましょう。

- 認知症のある高齢者のTさんは、持ち家でひとり暮らしをしている女性です。身体機能や認知機能の低下はありますが、介護サービスを利用しご自宅で生活しています。月1回の詩吟の集まりに友人と一緒に行くことを楽しみに暮らしています。
- ある日、ケアマネジャーが訪問した際、居間のテーブルの上にあった契約書がふと目に留まりました。その契約書は、屋根瓦の修理のものであり、金額は100万円を超えていました。Tさんに話を聞いても、契約を覚えていませんでした。その後、一緒に消費生活センターに相談したところ、訪問販売であることがわかりました。そのため、今回はクーリングオフ制度を利用して、なんとかキャンセルすることができました。
- ただ、今度はガス給湯器の交換・エアコン販売といった別の訪問販売が来るようになってしまいました。そのような状況もあり、成年後見支援センターに相談しました。相談の中では、「夫が苦勞して建てた家を大事にしたい」という大切な思いがあることがわかりました。家の修理などを勧められると、思わず契約してしまったのです。
- そこで、センターはTさんに、成年後見制度を丁寧に伝え、家の修理等の契約が必要かどうかを一緒に考えてくれる人を家庭裁判所に選んでもらうことを提案しました。Tさんも希望したため申立てを行い、その後保佐人が選任されました。選任された保佐人は、訪問販売の不必要な契約に取消権を行使し断ってくれました。これにより、Tさんは安心することができ、大切なご自宅で生活し続けられることができました。

このように、権利侵害の回復支援が「本人の安心な暮らし」につながります。そして、意思決定支援等を通じ、「生きがい」や「つながり合い」といった本人のより豊かな暮らしを充実させていきます。尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう、本人と一緒に関係機関で連携して支えていく。このような権利擁護支援を豊田市では進めています。

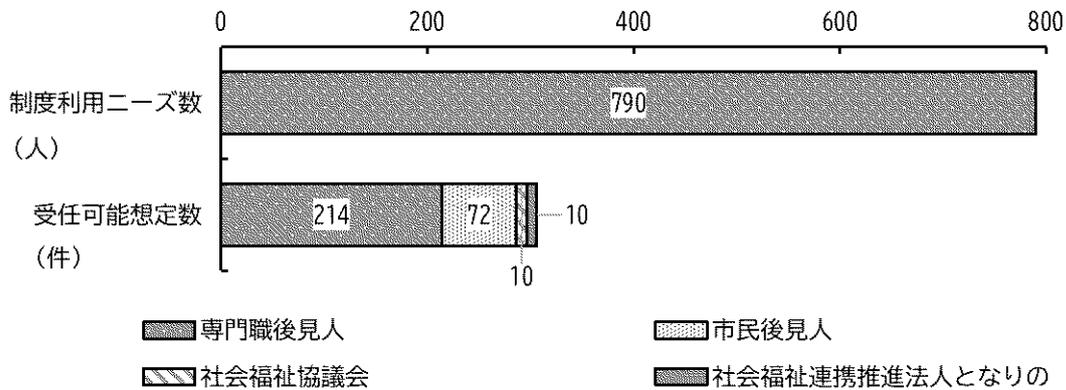
### 3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題

#### (1) 担い手の確保と活躍に向けて

第1次後見計画時に調査した成年後見制度の利用ニーズ数に対し、認知症高齢者の増加率を用いて2025年時点の参考値を試算したところ、790人となりました。また、同様に、各主体における受任可能数の参考値は306件となり、これらの差として、本市において担い手の不足している状況は484人分であることが明らかになりました。

つまり、本市では、このギャップを埋めていくことが直近で大きな課題といえます。ただし、この対応としては、ニーズがすぐさま成年後見制度が必要な状況を示しているわけではないこと、また成年後見制度以外の支援策での対応の方が本人にとって望ましいニーズが含まれている可能性などに留意しながら、計画的かつ総合的に取組を進めていく必要があります。

よって、今後の充実に向けては、市民後見人との複数受任や受任リレーのさらなる発展、セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの見直し、成年後見制度以外の支援策の充実など、多様な主体による「ベストミックス」の体制を整えることが大切です。



出典：「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」結果、各所への聞き取り結果及び最新の統計情報から、豊田市推計

(試算方法など)

- 実際は、本人の特性や課題によりケースバイケースの受任や、複数受任もあるので、あくまでボリューム感をつかむ趣旨であり、統計的な正確性を求めているものではないことに留意。
- 制度利用ニーズ数については、2018年調査結果の664名に対し、2017年から2025年かけての認知症高齢者数の増加率18%を乗じて算出した。
- 受任可能想定数のうち、専門職後見人は2018年調査の結果をそのまま採用した（2018年以降に受任した件数もあるが、一方で後見等終了のケースもあること、また後見人等支援や送付先変更などの環境が整ったことから、設定として差し引きゼロとした）。市民後見人は2025年6月時点バンク登録者数から受任している人数を引いた数値。社会福祉協議会及び社会福祉連携推進法人となりの分は聞き取りによる情報。

## (2) 身寄りを頼ることのできない市民の支援ニーズへの対応

多くの方にとって最も身近な存在である家族を頼ることができないことにより、入院・入所時や死後等に不安を抱えてしまうという状況が生じています。かねてより就労を機会に故郷を離れて移り住まれる方が多い本市では、特にこの不安が大きいといえます。しかし、自分らしく暮らすという市民としての権利に支障をきたしているのは、地域共生社会の実現には至りません。

そこで、この状況を明らかにするため、市民アンケート調査結果と高齢者人口から推計したところ、高齢者（65歳以上）で身寄りを頼ることができない豊田市民が約 4,000人いると想定されました。併せて、介護や医療の必要性が高くなると言われる後期高齢者（75歳以上）では、約 2,000人が対象となる結果となりました。

また、詳細分析により、身寄りを頼ることができない高齢者のうち「孤立」状態にある方は約400人、さらに「相談したくない」と思っている方が約300人いることもわかりました。身寄りを頼ることができないことで、地域の中で孤立しやすいといった課題が確認できます。

以上のことから、身寄りを頼ることができない人の支援策の充実を進める上では、地域福祉の推進と合わせて、どの支援ニーズ層にどういった支援のアプローチを行うべきかを整理しながら取り組む必要があるといえます。



出所：「豊田市地域福祉に関するアンケート調査（2025）」からの推計結果 及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会「身寄りのない市民への支援あり方検討部会」検討内容より豊田市作成。

### (3) 地域福祉とのさらなる連動に向けて

#### ○ 権利擁護基金の充実

- ・豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議において、「豊田市社会福祉協議会は権利擁護基金を設立している。地域から寄付という形で多様な主体の権利擁護支援の取組への参加を促すだけでなく、将来的には遺贈を受け入れることで、資力のない方の支援に対応できる仕組みづくりが進められるのではないか。」との意見がありました。
- ・こうした声も踏まえ、寄付や遺贈を通じ市民や企業が新たに地域福祉に参加する形も含めて、権利擁護支援を進めていくことが必要になります。

#### ○ 社会参加支援との連動

- ・同合同会議では、「意思決定フォロワーとして市民が参画する仕組みを充実させることで、判断能力が不十分であってもなくとも、身寄りがあってもなくとも、様々な方が社会に参画することを後押しできる仕組みにしていくことができる。」といった意見がありました。
- ・今後は重層的支援体制の中で、市民も参画する形での社会参加支援を充実させていくことが重要になります。

#### 【ポイント】民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応

- ・国の法制審議会民法部会では、今後の成年後見制度のあり方について議論されており、民法改正の観点として、法定後見の終了や期間を設ける形での制度とする可能性について言及されました。
- ・また、今後の地域共生社会の進め方を議論する「地域共生社会の在り方検討会議」にて、日常生活自立支援事業の見直し後は多様な主体が同事業を基にした新事業の実施主体を担えるようにすることや、中核機関の法定化、個別支援に関する会議体の設置等の必要性について考え方が示されました。
- ・本計画策定時点の2025年度段階では、これらの法制度の改正の具体的内容が示されている状況ではありませんが、今後を見据えて、あらかじめ本市における権利擁護支援体制の充実を進め、改正のタイミングが来た際に着実に対応できるような準備が必要です。

## 「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ（概要）（2025年5月）

### ○ 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- ・福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

### ○ 身寄りのない高齢者等への対応

- ・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。
- ・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
- ・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。
- ・生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

### ○ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- ・福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
- ・意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

## 4 豊田市における権利擁護支援の推進体制

豊田市では、多様な主体や機関との連携により、以下の枠組みを重ね合わせて取組を実施し、地域共生社会での市民生活を支えるための仕組みとして、『重層的支援体制』を整えています。

本市では権利擁護支援についても、この重層的支援体制の中で推進していきます。

- ① つながり合える関係性をつくるための「地域づくりの推進」  
～地域共生社会での関係性を『つくる』～
- ② 困り事を受け止め社会とつながり合いながら生活できるための「包括的な相談支援」  
～地域共生社会での関係性に『つなぐ』～
- ③ 自分らしく社会に居続けるための「参加・活躍の支援」  
～地域共生社会での関係性の中で過ごし・働き・活躍し『つづける』～

地域づくりの推進としては、福祉や医療の関係者のみならず、弁護士や司法書士、家庭裁判所といった司法関係者、金融機関、生活支援の事業者などと、研修や勉強会などの学び合いの場などを通じて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、「地域連携ネットワーク」といいます。）を形づくりします。

包括的な相談支援について、市民の様々な困り事の中には権利擁護支援に関するものも含まれることから、判断能力が不十分な方が相談し得る機関（地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等）を権利擁護支援の1次窓口としても位置付けています。また、センターの相談対応に加え、身寄りを頼ることができないことによる生活課題、住まいや生活困窮等の課題に関する相談を一体的に受け止めることに取り組めます。

参加・活躍の支援では、市民後見人の養成を通じて、後見活動だけでなく、意思決定支援に市民が参画する活動が生まれたりするなどの実績を踏まえ、判断能力が不十分な人の社会参加だけでなく、権利擁護支援活動に取り組む市民の社会参加も推進します。

こうした取組には多様な主体・機関の連携が必要であり、各所・各場面での「チームづくり」を行う立場として『多機関協働事業者』にいくつかの所属や機関を位置付けていますが、センターや「みよる相談ステーション」も多機関協働事業者の一つとしています。

今後も、本計画に基づいて、様々な権利擁護の支援体制を整えたり、地域連携ネットワークを充実させていくこととなりますが、こうした『重層的支援体制』という全体像の中で、様々な仕組みを機能させていくことが本市における基本的な体制づくりの考え方となります。

その上で、本市においては、地域連携ネットワークとして整えるべき、『中核機関』『協議会』『権利擁護支援チーム』の三つの仕組みについては、以下のような考え方と推進体制にて取り組んでいくものとします。

## (1) 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担うものとされています。

- ① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

本市においては、市長申立てによる権利侵害からの回復支援と政策的な判断・対応を行政で担いつつ、具体的支援の実践・権利擁護の視点から多機関協働による連携の調整を担うセンターと共働することで、これらの役割を果たすことができると考えています。

今後も、豊田市がセンターと相互に協力・連携しながら「中核機関」となり、権利擁護支援を進めます。

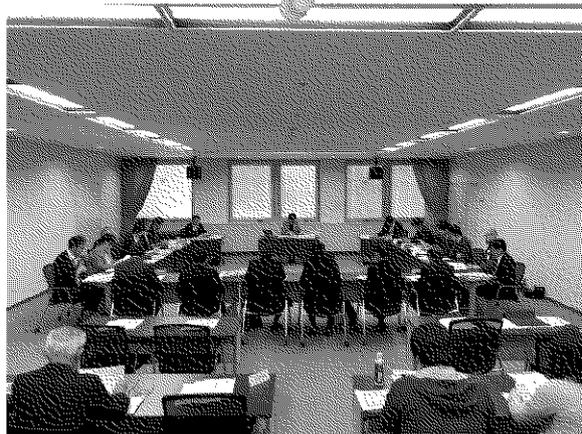
## (2) 協議会

### ① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援者や専門職が組織単位で連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。また、必要に応じて部会を設置し、集中的な対応を進めます。
- ・具体的には、「センターの運営状況の評価・検討」「成年後見制度の利用促進策の検討・協議」「司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議」を行います。

### ② 豊田市成年後見支援センター定例会

- ・制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、「福祉+司法の視点で制度利用が必要かどうか」「誰が申し立て、誰を候補者にするとよいか」「チームが機能しているか」について各場面で確認する必要があります。
- ・豊田市では、「相談及び後見人等支援の進捗状況と対応の方向性の確認」「候補者の調整」「各主体が有する情報の共有」について、豊田市とセンター、専門職・法人後見実施団体が協議する定例会を月1回開催し、適切な権利擁護支援を進めます。



豊田市成年後見・法福連携推進協議会



豊田市成年後見支援センター定例会

### (3) 権利擁護支援チーム

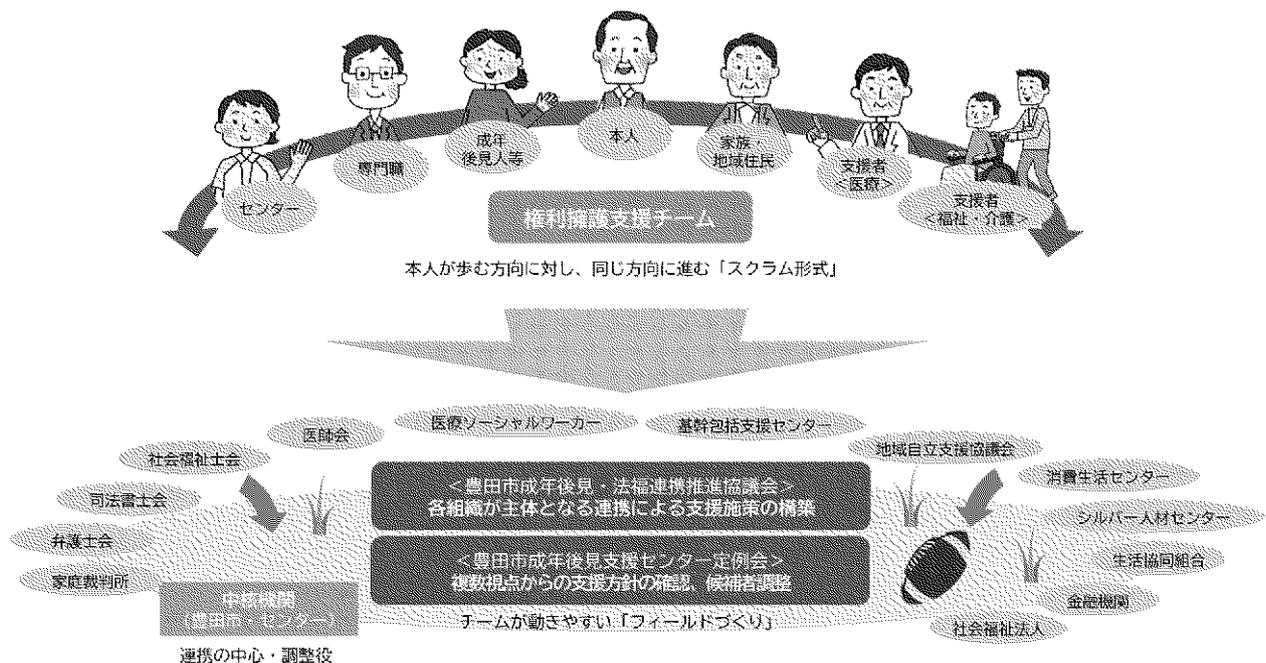
豊田市では、たとえ判断能力が不十分であっても、頼れる身寄りが不在であったとしても、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも役割を持って社会に参加し続けることを目指しています。そのためには、本人の周りを支援のために関係者が囲む「鳥かご形式」のチームではなく、本人が主体的に歩む方向に対し、関係者が肩を組みながら同じ方向に進む「スクラム形式」のチームが必要です。

そこで、本人主体で、本人に身近な家族や地域住民、福祉・医療・介護を始めとした生活上の支援者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

このため、本人が成年後見制度を必要とする場合、センターが候補者を受任調整した事案はすべて「チーム会議」を開催します。また、身寄りを頼ることができない本人の生活課題を支えるため、必要に応じて多機関による「チーム会議」を開催します。

また、後見人からの相談に応じる中では、必要に応じてセンターが「チーム会議」として招集したり、支援者が実施するケース検討会議や地域ケア会議、支援会議・重層的支援会議等に、センターや後見人等が参加するなどして、支援の充実に努めます。

#### ■ 豊田市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



## 5 本計画を推進するための主な取組

権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題に対し、豊田市成年後見・法福祉連携推進協議会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための「重点取組」を設定します。なお、重点取組以外のこれまで重層的支援体制の中で取り組んできた支援や活動についても、従前どおり推進していきます。

これら取組の具体的な進め方や年度ごとの到達目標などについては、豊田市成年後見・法福祉連携推進協議会に随時諮りながら設定することで、その時折の状況に合わせた対応を柔軟に行えるようにします。なお、民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応は、「懸案事項」とし、今後の国の動向を見ながら対応していきます。

第2次計画の重点取組	取組の概要
① ベストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(i) 専門職後見人の活躍支援、(ii) 市民による多様な権利擁護支援の推進、(iii) セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの見直し、(iv) 成年後見制度以外の支援策の充実を一体的に進めながら、総合的に担い手を確保していきます。</li> </ul>
② 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等の権利擁護支援と「みよる」地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層や権利擁護の仕組みを活用し、家族や親族を頼ることができない方への入院・入所時支援などの相談を受け止め、支援の調整を行う相談窓口「みよる相談ステーション」の運営と多様な関係者による地域連携ネットワークの充実を進めます。</li> <li>・親亡き後など重層的に支援すべきニーズへの対応も想定し、市民の参画と多様な関係者とのネットワークの充実を通じて、「結サポート～くらし安心事業～」を確立していきます。</li> <li>・互助の推進による身寄りのない高齢者等の孤立防止や、支援のレシピ集の普及による支援者理解の浸透等を通じて、家族の有無や関係性にかかわらず多様なつながりの中で安心して過ごすことのできる(=みよる)地域づくりを推進します。</li> </ul>
③ 市民参画と多機関協働による意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定フォロワーの推進など意思決定への市民参画に取り組んでいきます。</li> <li>・市民、認知症高齢者や障がい者の支援者、医療従事者、重層関係機関等それぞれが意思決定支援に対する学びを深めるとともに、多様な主体の参画を得ながら、対象者や分野を問わず、本人意思の尊重の重要性について市全体の理解を深めるための方策について検討し取組を進めていきます。</li> </ul>

第2次計画の重点取組	取組の概要
④ 権利擁護基金の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・市内企業等による寄付の受入れ、事業内等で生じる遺贈相談の透明化、ふるさと納税等新たな仕組みの検討を通じて、基金を充実させます。</li> <li>・基金を原資に担い手の活躍を応援できる環境づくりに努めます。</li> </ul>
⑤ 配慮が必要な方への社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加支援の場面によりそう市民の参画方策について検討し、取組を進めていきます。</li> </ul>
第2次計画での懸案事項	取組の概要
○ 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法や社会福祉法制の改正の動向を注視しながら、中核機関の体制強化、日常生活自立支援事業等の実施体制の確保、新たな金銭管理の仕組みなどについて検討を進めます。</li> </ul>

### ◎事例：市民後見人の活躍から学ぶ「権利擁護支援に対する市民参画の重要性」

権利擁護支援は、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤であり、「権利侵害の回復支援」と「意思決定支援」による関わり方があります。この「意思決定支援」は、下記のように市民後見人の強みでもあります。

- 当初は取っつきにくい印象の方だったこともあり、市民後見人として、何かお手伝いしなければと思い、身構えて支援していました。
- ですが、月1回お会いしお話を重ねると、ストレートな物言いの裏にある温かな人となりに触れることができました。後見人という看板を下ろし、肩肘を張らずフランクに接するうちに打ち解け、今では下の名前呼び合えるほど関係性が深まっています。
- 関係性が築けたことで、本人の好みも丁寧にくみ取れるようになりました。買い物などの事実行為は後見業務ではありませんが、その中で教えてもらった大好物のイチゴを届けると、目の色を変えて喜んでくださいます。また、朝が苦手な方ですが、私が訪問すると満面の笑みで迎えてくれ、帰り際には「また来て」と声をかけてくれます。
- 本人の好きなことを知り、笑顔を増やす関わりを私が行うことで、その人らしい暮らしを支えられているのかなと思います。そして、こうした本人の喜びは、私自身の「役に立っている」という実感にもつながっています。

このように、市民が権利擁護支援に関わることは、本人との関係性をつくり、本人のよりどころ（「みよる」）になり、会話や対話を生みます。そして、その会話や対話が本人の彩りのある暮らしにつながります。

地域福祉は「地域で暮らすその人の物語を動かすこと」と言われます。市民が参画する権利擁護支援は、事例のようにその人の物語を動かすことであり、そのことを通じ、「支え手」「受け手」の関係を超えて多様な主体が参画し、人と人がつながり、本人も市民後見人も生きがいや幸せを感じられる暮らしにつながります。

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

### (1) 評価における基本的な考え方

第2次となる本計画においても、第1次後見計画同様に「市民の権利擁護が図られたか」どうかの視点から、計画の目的達成状況を評価していくことが重要だと考えます。ただし、第1次後見計画では「課題解決」の視点だけでしたが、これに加え、これまでの本市の取組や国の動向等を踏まえ「意思尊重」の視点でも評価することとします。

また、目的達成に向けて、どれか一つの取組だけを進めれば良いものではありません。そのため、第1次後見計画同様に、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、①各重点取組に対し、年度ごとの到達目標（当該年度に何を取り組むか）を設定するとともに、②定期的に変化を測定する指標を設定します。

なお、従前より取り組んできた基本的な活動に対しては、相談件数などの数値目標は設定しませんが、センター定例会の中で相談件数の変化などは継続的に確認し、実務的な改善や見直しにつなげていきます。

### (2) 変化・効果を感じたエピソードや事例を通じた市民共働型評価への挑戦

第2次となる本計画は、住民の参加を旨とする「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含して策定することに加え、権利擁護支援は本来「本人が主体」であることを踏まえ、「市民」の視点からの評価を充実させる必要があります。

具体的には、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、本計画の取組やそれを通じた具体的な支援の中で、本市において市民の権利擁護支援を推進することにつながった事例や取組を抽出し、市民後見人らと連携し、「市民」の目線から変化や効果を感じたものを選んでもらいます。

市民後見人バンク登録者らが選んだ事例や取組は特長などを整理した上で、豊田市成年後見・法福連携推進協議会にフィードバックすることで、今後の支援や取組において、さらに市民目線に意義があるように軌道修正や必要に応じた見直しを進めます。

また、同様に、市民後見人らからも市民後見活動の中から事例を収集し、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の中で、「支援者」側から感じた変化や効果を選定し、市民後見人にフィードバックすることで、改めて「市民」による活動や「支援者」ではできない関わりの意義や効果を確認していきます。



令和8年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム (案)

別添資料 3

【とよた権利擁護支援推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会】

(令和8年5月23日) 13:30~17:00

講座	月	日	時間	科目	講師
事前説明会 ホール 予定	5	23 (土)	13:30~13:40【10】	開会	豊田市福祉部
			13:40~16:30【190】 ※途中10分休憩あり	とよた権利擁護支援推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会	(案) ・家庭裁判所岡崎支部 裁判官 ・厚生労働省 社会・援護局 成年後見利用促進専門官 ・弁護士 ・市民後見人/意思決定フォロー ・豊田市 よりそい支援課 ・豊田市社会福祉協議会
			16:30~17:00【30】	豊田市における市民後見人の養成・共働について とよた市民後見人養成講座について(本・市)	豊田市よりそい支援課職員 豊田市成年後見支援センター職員

【基礎課程】(令和8年7月18日~10月17日) 13:00~16:30

(本:本人の意思と利益の尊重、市:市民としての生活の実現、生:生活等への変化の気づき、後:後見人としての自覚、公:公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42-44会議室	7	18 (土)	13:00~13:10【10】	開講式	豊田市社会福祉協議会 会長
			13:10~13:40【30】	オリエンテーション ①豊田市の市民後見活動の理念(本・市)	豊田市成年後見支援センター職員 豊田市よりそい支援課職員
			13:40~14:40【60】	②権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 松山 剛久氏
			14:50~16:20【90】	③本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医
2日目 42-44会議室	8	1 (土)	13:00~14:30【90】	④高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	基幹包括支援センター職員
			14:40~16:10【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	社会福祉法人 無門福祉会 常務理事 阪田 征彦氏
3日目 42-44会議室	8	29 (土)	13:00~14:30【90】	⑥本人の理解(精神障がい)(市・生)	医療法人豊和会 南豊田病院 PSW 成瀬 智氏
			14:40~16:10【90】	⑦医療機関と公的医療保険制度(後・公)	JA愛知厚生連 豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也氏
4日目 43-45会議室	9	5 (土)	13:00~15:00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	一般社団法人 豊田加茂医師会 加藤 真二氏
			15:10~16:10【60】	⑨介護保険制度(市・生)	社会福祉士 水谷 英次氏
5日目 42-44会議室	9	19 (土)	13:00~14:30【90】	⑩法律知識の基礎(民法)(後・公)	弁護士 浅井 悠一朗氏
			14:40~16:10【90】	⑪対人支援の方法(生・後)	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文氏
6日目 42-44会議室	10	3 (土)	13:00~16:00【180】	⑫市民による意思決定支援の活動の実際(後・公)	とよた市民後見人 とよた意思決定フォロー
7日目 42-44会議室	10	17 (土)	13:00~14:30【90】	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み(後・公)	司法書士 前田 裕之氏
			14:40~15:40【60】	豊田市社会福祉協議会の取組(後・公)	豊田市社会福祉協議会職員
			15:40~16:00【20】	実務課程の説明	豊田市成年後見支援センター職員

【実務課程】(令和8年10月31日~12月19日) 13:00~16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42-44会議室	10	31 (土)	13:00~13:30【30】	⑭豊田市役所 福祉部の話(生・公)	豊田市よりそい支援課職員
			13:30~16:00【150】	⑮グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	トヨタ自動車株式会社 トヨタ記念病院 MSW 河合 由美氏
2日目 42-44会議室	11	7 (土)	13:00~16:00【180】	⑯グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
3日目 42-44会議室	11	21 (土)	13:00~16:00【180】	⑰とよた市民後見人の実務1(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士 川上 明子氏 社会福祉士 高橋 邦代氏 豊田市成年後見支援センター職員
4日目 42-44会議室	12	5 (土)	13:00~16:00【180】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公)	同上
5日目 未定	12	平日	14:00~15:00【60】	⑲家庭裁判所の役割(後・公)	名古屋家庭裁判所 岡崎支部
6日目 42-44会議室	12	19 (土)	13:00~16:00【180】	⑳とよた市民後見人の実務まとめ(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 豊田市成年後見支援センター職員
			16:00~16:20【20】	修了式	豊田市社会福祉協議会 会長

\* 終了は16:30(実務課程5日目は15:30)。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。